6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,200点以上、代表者以外の構成員については1,100点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,200点以上、代表者以外の構成員については1,100点以上であること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　「平成11年度以降に完成及び引き渡しをおこなった、次の要件を満たすダム」の堤体建設工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
・河川管理施設等構造令（以下「構造令」という）第２章の規定に基づくＲＣＤ工法のダム又は「構造令」第10章第73条四の規定による特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムで、高さ30m以上のダム。
ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、「平成11年度以降に完成及び引き渡しをおこなった、次の要件を満たすダム」の堤体建設工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。
・「構造令」第２章の規定に基づくダム又は「構造令」第10章第73条四の規定による特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダム。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
㈠　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつダム工事総括監理技術者の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
㈡　上記⑸イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
㈢　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。
7　競争参加資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。
8　資格審査申請書類
⑴　提出書類及び提出部数
ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部
イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）１部
⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語
⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01
9　資格審査結果の通知
資格決定通知書により通知する。
10　その他
⑴　共同企業体の名称は、天塩川サンルダム建設事業の内堤体建設工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。
⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局旭川開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。
⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。
ア　北海道開発局事業振興部工事管理課
イ　北海道開発局旭川開発建設部契約課

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する三笠ぽんべつダム詳細設計外業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成26年４月４日
北海道開発局長　澤田　和宏

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
1　業務概要
⑴　業務名　三笠ぽんべつダム詳細設計外業務
⑵　業務内容　本業務は、三笠ぽんべつダム本体工事発注に向けて必要となる施工計画の詳細設計を行うものとし、本業務成果及び既往業務成果を元にダム基本設計会議に必要となる資料のとりまとめを行うものとする。また、堤体付帯設備、電気設備、計測設備等の詳細設計を行い、設計図及び数量調書を作成するものである。
⑶　履行期限　平成27年３月20日
2　資格審査申請書の申請方法
⑴　受付期間　平成26年４月４日から平成26年４月14日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成26年４月15日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、技術提案書の提出の時までに設計共同体としての資格の決定を受けていなければならない。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）
⑶　提出方法　⑵の受付場所に持参又は書留郵便により提出すること。
3　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと決定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け北海道開発局長。以下「平成26年３月31日付け公示」という。）１（工事区分及び業種区分）の（測量等）の業種区分について設計共同体としての資格があると決定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。